

平成30年度 第2回嘉麻市いじめ問題対策推進協議会

■日 時 平成31年2月12日（火） 午後2時00分～

■場 所 嘉麻市役所 嘉穂庁舎2階 第1会議室

■出席者

	氏 名	出欠		氏 名	出欠
委 員	井ノ口 昌子		委 員	小 鱗 誠	
委 員	川原 朋美		委 員	芳野 浩司	
委 員	伊東 新治		委 員	楠田 瑛介	
委 員	山下 晃司		委 員	安永 信博	
委 員	前田 光佐子		委 員	中嶋 時夫	

〔事務局：学校教育課〕

課 長 柴田きよみ

参 事 大森 雅明

課長補佐 北富 真治

指導係長 宮脇 教子

< 次 第 >

1 教育長あいさつ

2 議 事

【公開】

(1) 「嘉麻市いじめ問題防止基本方針」の改訂について（報告）

(2) 本市の状況等について（協議）

(3) その他

【非公開】

(1) 前年度事案の経過について（報告・協議）

< 諸連絡 >

「嘉麻市いじめ防止基本方針」の主な改訂点（平成30年度）

- 1 「2 いじめの定義及び防止等に関する考え方」に次の事項を追記
 - ・ 心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者等がいることを理解し、適切に対応すること。
 - ・ インターネットや携帯電話を利用したいじめに対して適切に対応すること。

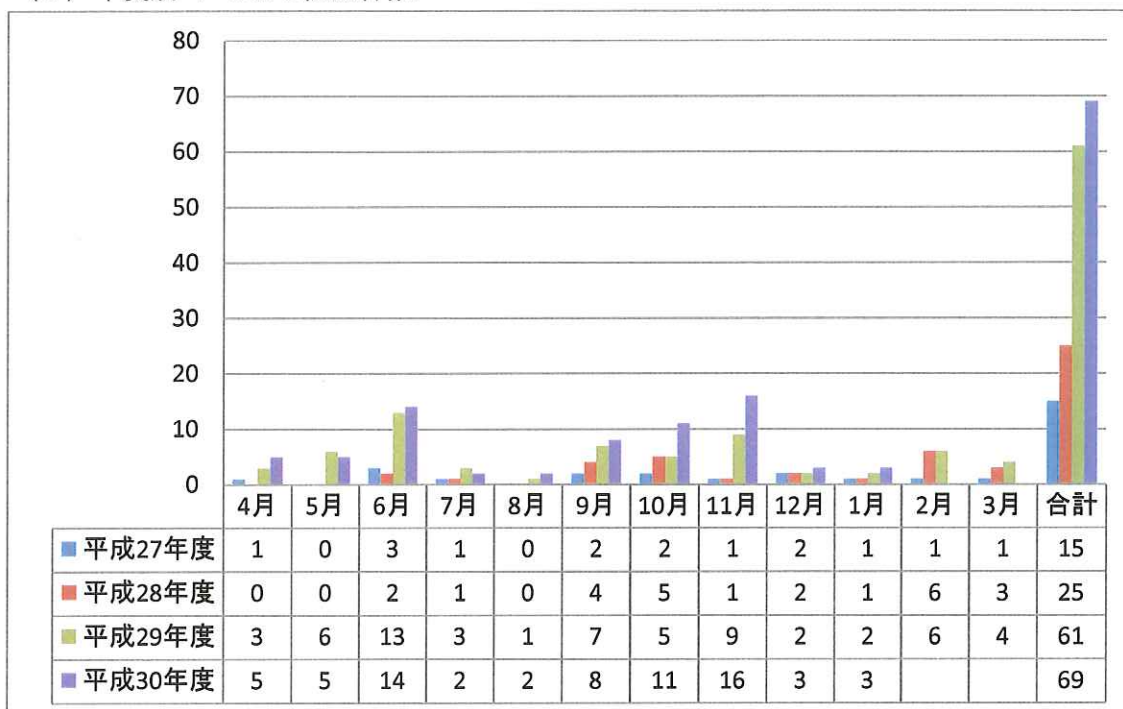
- 2 「3 いじめの防止等の対策」に次の事項を追記、修正
 - ・ いじめ防止等のための組織等について、条例に基づき「嘉麻市いじめ問題対策推進協議会」を設置し、その役割を整理したこと。
 - ・ 学校いじめ防止基本方針の各学校へのホームページへの掲載等の措置を講ずるとともに、学校いじめ基本方針を必ず入学時・各学年の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明すること。
 - ・ 学校いじめ基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付け、達成目標を設定するとともに、適切に評価し、取組の改善を図ること。
 - ・ 教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、法の規定に違反し得ること。
 - ・ 性的少数者等、特にきめ細やかな対応が必要な児童生徒については、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うこと。
 - ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを適切に見定め、判断すること。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする。）
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じないこと。

- 3 「4 重大事態への対処」に次の事項を追記、修正
 - ・ 市、教育委員会及び学校が実施すべきことを整理するとともに、重大事態の調査等対応について不可修正したこと。
 - ・ 再調査の組織については、嘉麻市いじめ問題調査委員会条例に基づき設置すること。
 - ・ 平成29年に発生した県立高等学校の重大事態について「福岡県いじめによる重大事態再調査委員会」より述べられた「付言」を参考に留意点として付加したこと。

(資料2)

平成30年度 嘉麻市立小・中学校における「いじめ問題」について

(1) 年度別 いじめの認知件数



平成28年度より認知件数を人数でカウントしていること、どのような事案であっても「些細なこと」と放置せず、定義に基づいていじめの認知を行うこととして徹底を図ったことから件数が増えている。

(2) 平成30年度 いじめの認知件数 (校種別)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
小学校	4	1	7	1	0	4	4	15	2	1			39
中学校	1	4	7	1	2	4	7	1	1	2			30

平成30年度は、小学校で認知件数が増えている。

各学校、毎月你的生活アンケートと合わせ、学期に1度はいじめに特化したアンケート調査を行っており、認知件数が増えている。

小学校11月の15件中13件は同一校であり、いじめに特化したアンケートによって認知されている。解消に向けて取り組むよう指示した。

アンケート調査については、形式的にならないようにし、出された事案について迅速に対応するよう指示している。また、その結果については、委員会に報告することを徹底している。